

令和5年第6回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和5年9月12日（第2日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	吉岡正博	9番	大串武次
2番	岸川信義	10番	吉岡英允
3番	友田香将雄	11番	草場祥則
4番	重富邦夫	12番	井崎好信
5番	中村秀子	13番	内野さよ子
6番	定松弘介	14番	西山清則
7番	前田弘次郎	15番	溝上良夫
8番	溝口誠	16番	片渕栄二郎

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	北村喜久次	総務課長	中村政文
企画財政課長	坂本博樹	総合戦略課長	山口裕一
税務課長	大串恭隆	住民課長	谷川友子
保健福祉課長	木須英喜	長寿社会課長	山下英治
生活環境課長	土井一	農業振興課長	吉村浩
商工観光課長補佐	藤井小百合	農村整備課長	吉村大樹
建設課長	笠原政浩	会計管理者	久原美穂
学校教育課長	出雲誠	主任指導主事	梅木純一
新しい学校づくり専門監	永石敏	生涯学習課長	矢川靖章
農業委員会事務局長	久原正好		

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	中原賢一
課長補佐	川崎常弘
議事係書記	草場雅子

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

7番	前田弘次郎	8番	溝口誠
----	-------	----	-----

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

1. 西山清則議員

1. 労働力確保対策について

2. 竹林の整備について

3. オスプレイ配備計画と生活環境への影響について

2. 中村秀子議員

1. 放課後児童クラブの健全運営について

3. 内野さよ子議員

1. 流域治水対策について

9時30分 開議

○片渕栄二郎議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

暑い方は上着をお取りください。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、前田弘次郎議員、溝口誠議員の両名を指名します。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、これより一般質問を行います。

本日の通告者は3名です。

順次発言を許します。西山清則議員。

○西山清則議員

議長の許可を得ましたので、9月の一般質問のトップバッターとして質問いたします。

大きく3点を通告しております。

まず、1点目の労働力確保対策についてということですので、早速質問に入ります。

我が国の総人口は2004年の1億2,784万人をピークに年々減少し、日本各地で高齢化が進む中、本町を含め全国的に人口は減り続け、労働者不足が問題になっています。特に本町の人口減は全国平均以上に減少し、歯止めが利かない状態であります。

しかし、そういった中でも私が実感しているのは、本町は農作物を豊富に生育されていて、農業を営む環境にも恵まれ、農業者には働きやすく住みやすい町であると思っています。

よって、これからも若者が農業を営みながら本町にとどまり住み続けていただくために、また他県や他の市町から本町に住んで農業をやってもらうために町としてはどのような支援をされているのか伺いたいと思います。

○吉村 浩農業振興課長

本町の人口減少に伴い、農業者についても減少している状況です。このような中、本年も白石町で今行っておりますいちごトレーニングファーム、こちらに3名入校されております。現在は7名の方がイチゴ栽培や農業経営について研修を受けています。

町としましては、しろいし農業塾やいちごトレーニングファーム研修制度を利用し、町外から本町で農業を始められる方に対して住居費の助成や車両の貸与などの支援を行っています。

また、50歳未満で独立、自営就農される方には、国庫事業である新規就農者育成総合対策——これは経営開始資金と申しますけれども——これを交付しまして、新規就農者が早期に経営が安定されるよう支援しているところです。

以上です。

○西山清則議員

今言われたように、町としてしろいし農業塾やいちごトレーニングファームなど新規就農者が早期に経営が安定されるよう支援されていることですが、特にイチゴ農家の高齢化が進み後継者不足の今日、本町も今まで長年耕作していた田畑を委託したり、手放す農家が増えている現状であります。

そういった現状で、後継者がいる個人農業経営者も法人を設立して、農業機械の大型化とともに規模拡大を図られています。それに応じて労働者も農業経営者同様、高齢化し、経営者も自分の考えている経営ができずに常に労働力不足で悩まれている状態であります。

その労働者不足を解消するため、全国的に外国人技能実習生が増えてきています。以前から本町でも外国人技能実習生を雇用している法人もあります。以前は医療関係に多く見られましたが、近年は農業分野で個人経営者も外国人の人材活用が進められています。また、先日佐賀新聞をはじめ西日本新聞や読売新聞等に掲載されていましたが、JAさが杵藤エリア白石地区でも外国人技能実習生制度を利用して実習生を受け入れたことが載っていました。

現在、本町に外国人労働者が国別に何名住んでおられるのか実態を伺います。資料を提出いただいておりますので、分かる範囲で説明をお願いいたします。

○藤井小百合商工観光課長補佐

町内に在住されている国別の外国人労働者数についての御質問ですが、資料請求がございましたので、資料に基づいて御説明いたします。

町が把握している内容で、令和5年8月1日現在での状況でございます。在留資格別に申し上げます。内訳につきましては資料を御覧いただきたいと思います。

まず、外国人技能実習制度関係の労働者数ですが、ベトナム58名、インドネシア26名、フィリピン3名、中国9名、ミャンマー5名、カンボジア3名、モンゴル3名、外国人技能実習制度関係労働者の合計が107名となっております。

次に、特定技能制度関係の労働者数ですが、ベトナム44名、インドネシア10名、フィリピン3名、ミャンマー4名、カンボジア7名で特定技能制度関係労働者の合計が68名となっております。

次に、教育の関係がアメリカ1名、そしてその他の62名につきましては労働者数としての正確な数字が把握できておりませんので、国別の在住者の数として御確認いただきたいと思います。ベトナム13名、インドネシア3名、フィリピン15名、中国5名、ミャンマー3名、韓国10名、ネパール4名、パキスタン4名、アメリカ2名、イギリス1名、朝鮮1名、オーストラリア1名となっております。

以上でございます。

○西山清則議員

先ほど説明いただきましたように、多くの国から来町されています。役場玄関ホールに白石町在住外国人の数を遠慮がちに小さく見えづらいですが掲示されています。これからも技能実習生やいろいろな関係機関を経て増えてくると思われれます。そういったことで、これから先どのように支援していくと思われるのか伺いたしたいと思います。

○吉村 浩農業振興課長

今後の外国人労働者についてということでございますけれども、私からは農業分野のことでお話をいたしたいと思います。

議員御承知のとおり、先ほども申しましたけれども、労働力の不足というところで、特に農業分野についてもこれはもう例外ではございません。今後、先ほど申されましたJAさがでの受入れも行っておりますけれども、外国人の労働者に頼ることは大きくなっていくのではないかなと思っております。

ちなみに、ひとつ整理としてお話をしておきますけれども、JAさがのほうに来ていただいた外国人の方につきましては、外国人の在留資格の中に特定技能と技能実習というのがございます。JAさがのほうに来ていただいた、タマネギ選果場に来ていただいておりますけれども、こちらは特定技能1号ということで労働力の補完と日本人の人手不足を補うための制度ということで来ていただいております。今後も増えるのではないかなと思っております。

以上です。

○西山清則議員

J Aに来ていただいている方は、今タマネギを中心に行われると思います。ただ、ほかにタマネギが終われば、唐津とか行ってミカンのほうに行かれる可能性もあると思います。ただし、タマネギ関係、農業作業は重労働であります。これからも実習生はもっと増えてくると思っております。

外国人技能実習生は、入国管理法の定めるところにより実施されている外国人技能実習制度を利用して入国されています。農業、食品製造、繊維、衣類、建設、機械、金属関係などそのほかに自動車整備、ビルクリーニング、介護などもあり、77職種139作業から成っています。

希望者は、現地で4箇月から6箇月の教育を受けて入国。入国後も約1箇月間講習を受けて実習者となります。また、技能実習制度とは別の制度で入国される方もおられます。

しかし、農業問わず各業種においても、受け入れる雇用主は宿泊施設の確保に苦慮されております。よって、現在外国人技能実習生も労働基準法に基づき日本人と同じ条件であり住民税も納められていますので、町営住宅に住まわせることができないのか伺います。

○笠原政浩建設課長

外国人技能実習生を町営住宅のほうに居住させることができないかという御質問でございます。

公営住宅制度は、国及び地方公共団体が協力して健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低い家賃で賃貸し、また転貸することにより、国民生活の安全と生活福祉の増進を図ることを目的とした公営住宅法に基づきまして国の補助を活用し、町が町営住宅を設置しているものでございます。

町営住宅に入居することができる方は、収入の要件や同居の要件、また市町村税を滞納していないことなど入居の資格要件がございます。外国人技能実習生を含む外国人住民の方も、入居の資格を満たした方は日本人同様に入居することができます。

以上です。

○西山清則議員

国の補助を活用して建設された町営住宅ですけれども、今空き室があると思います。国籍を問わず個人でも入居できるようにできないのか、これから先も外国人技能実習生は増えていくものと思われまます。町営住宅入居条件を変更してでも受け入れるようにすべきではないのか伺います。

○笠原政浩建設課長

外国人技能実習生の住居につきましては、まず受け入れる方が住居を準備すること

に制度上なってるかと思っております。したがいまして、現時点ではあくまでも受け入れる方が外国人実習生の住居を準備していただけるものというふうに考えております。

以上です。

○西山清則議員

今の町営住宅では、条件がめおととか家族で単独での入居はできないようになっていきますけれども、これから増えてくる外国人を含めて日本人でも1人で生活する方もおられると思いますので、その辺の条件を加味しながら変えていって1人でも住まえるような事業にする必要があると思っておりますけれども、その辺の考え方はいかがですか。

○笠原政浩建設課長

外国人の労働者を受け入れるというそのものを町営住宅云々じゃなくて町全体としてどういった考えを持つかというのが非常に大事になってくるんじゃないかなど思っております。そういったところを町としてどのように整理をするのかということで、今後検討すべきではないかというふうに考えております。

以上です。

○西山清則議員

外国人じゃなくて日本人も含めて1人でも入居できる、そういった住宅を今後考えていただきたいと思っております。

次に、竹林の整備について質問いたします。

令和3年の9月議会で竹チップについて質問をいたしました。以前はノリ養殖の支柱や吊るタマネギの棒として利用されて貴重な資材でありました。その時期は利用者も多く竹も不足ぎみでありましたけれども、竹を利用されなくなってから竹やぶが増えてきて竹の処理に苦悩されています。

よって、その後、効率的な竹の処分と竹チップの有効活用の検討を行うということでしたので、その状況を伺いたいと思います。

○吉村大樹農村整備課長

白石町の民有林854ヘクタールのうち竹林は約130ヘクタールを占めておりますが、近年は竹材の利用が減少し竹やぶ化が進むことで森林の水源涵養機能また山地災害防止機能等が低下することが懸念されておまして、今後はその対策が課題と認識をしているところでございます。

議員御質問の竹の有効活用でございますが、平成22年から平成24年の3箇年にかけてまして、県林業課により竹材の有効活用及び竹林の整備促進を目的とした農業分野における竹堆肥の活用についての実証試験が実施されております。

農業試験研究センターが林業試験場などで県内の竹をチップ化し、牛ふんと混ぜ堆肥化された後、農産物等の生産における利用について試験がなされたところでござい

ます。

検証の結果につきましては、水稻、タマネギでは牛ふん堆肥と同様の生育、収量が得られ実用性が認められたということでございます。そのほか、伊予カン、露地温州ミカンでも竹堆肥については牛ふん堆肥と同様の効果があるというふうにされております。しかしながら、樹木の育苗については成長促進効果は認められなかったということでございます。あわせて、水稻でも雑草抑制効果と、タマネギでも病虫害の発生抑制についても同じく検証がなされておりますが、これについてもともに効果は認められておりません。

このように、竹チップ、竹堆肥の農産物における効果については一部実証試験結果で効果が認められなかった項目もございますが、総体的に竹チップと牛ふんを活用した堆肥に限って申しますと、農産物に対する適用性や効果があると推察するところでございます。しかしながら、県に問い合わせたところ、本格的に竹チップを使った堆肥化の実例は県内ではないということございました。

以上です。

○西山清則議員

竹チップを使った堆肥化の実現は県内にないと言われておりましたけれども、竹チップは全国各地方面で効果的な竹の処分と有効活用されております。

何に使えるかといいますと、1つ、まず土壌改良材として竹チップを密封して一定期間発酵させると乳酸菌の働きで竹の臭いがなくなり利用されている。2つ、家畜の飼料として飼料に混ぜると食欲の増進や整腸効果があると言われております。3つに、ぬか漬けを作る際にぬか漬けを作るためのぬか床に混ぜることで、乳酸菌の働きが活性化してカビの予防につながると言われております。また、ある地域ではタマネギが少し成長した時期に上からかぶせて使用されているところがありました。

現に竹チップは袋詰めをして販売もされております。よって、竹チップは稲作の土壌改良や病気対策にも使用されており、品質向上にもつながっているものと思われまます。また、竹チップの肥料化を進めることにより、農薬や化学肥料、動物性有機肥料を使用しない自然栽培で野菜なども栽培できると思っております。それに、竹粉にすれば、竹パウダーを乾燥させて部屋に置くだけでたばこの臭い、ペットの臭いが消える効果が得られております。また、げた箱、冷蔵庫、冷凍庫等の中の臭い取りにも利用されております。

以上言ったように、土壌改良材、ペット、家畜の飼料、部屋の消臭、マルチ材、ぬか漬けを作る際に生ごみの臭い消し等に利用されております。ですので、竹チップ、竹パウダーとして利用すべきだと思っております。それによって竹林の整備にもつながるのではないのでしょうか、伺います。

○吉村大樹農村整備課長

竹材を有効利用した竹チップや竹パウダーなどの取り組み事例について、これも県に確認をいたしました。県内では事例が少なく、他県に比べると竹材の有効利用に取り組みを行っている事業者も多くないということでございます。

そこで、先進地の事例を調べたところ、全国でも有数のタケノコの産地であります福岡県八女市では、平成27年より、第三セクターにより循環型農業と地域産業の発展に寄与するため、竹資源を生かした竹炭、竹酢液、竹チップなどの製造販売が行われております。良質なタケノコを生産するために毎年竹の間伐が行われており、安定的な竹材の確保が可能なこと、また以前より竹材を活用するという土壌があったため企業も参入し、一つの産業として成り立っているものと考えられます。今後は、高齢化、担い手不足によりタケノコ生産者の減少による竹材の供給減少や製造機械の老朽化が激しいため、定期的な設備更新に係る経費負担増が懸案事項ということでございました。

八女市を参考に本町で竹チップなどの取り組みを行うためには、まず本町で取り組みたいと考えられる企業や個人事業主の確保、粉碎機など設備投資のための費用負担、安定的な竹材の供給体制の整備、肥料としての有効性の実証及びデータの蓄積、そして一番大きな生産された製品の販売先など解決すべき課題は非常に多いというふうに考えております。

このようなことから、本町での荒廃した竹林の対策につきましては、事業化によるコスト面、竹林所有者の高齢化や後継者問題、また不在地主の問題など様々な問題を勘案しまして、中・長期的な取り組み、方向性としましては、竹を伐採して広葉樹を植栽するなど天然林化を進めることで放置竹林の解消に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○西山清則議員

西日本新聞に、放置竹林多彩に活用ということで鹿児島県の大崎町で活用されていることが載っておりました。

メンマ作り、竹炭や土壌改良材への使用を経てSDGs先進地鹿児島県大崎町、いずれは特産品にということで大々的に新聞に載っておりましたけれども、この新聞記事は課長のほうにも渡したと思っております。

その中で、一足先にできた竹炭を土壌改良材に使う試みや、竹チップ状にして畜舎の敷料に利用するアイデアも提案し、宮園集落などらで実行に移した今、それぞれの現場で実証実験が進む竹チップを業者に使っている町内の、名前が書いてありますけど名前は言いませんけれども、水分の吸収がよくて廃物がべとべとしないということで載っております。

いろいろ書いてありますけれども、解決すべき課題は非常に多いと思っておりますけれども、機械等設備費の負担を考えると町独自では難しいと思っておりますので、JAと相談しながら須古支所に企業を持ってくるなり考えたらどうかなと思っております。

竹林整備は、全国各県竹材の需要が減り管理する人がいないため、放置竹林や里山や人工林を脅かす竹林問題が深刻化しています。今後、林野庁を含め各方面の取り組みを聞き、竹林整備を進めていただくことを願い、次の項に移りたいと思っております。

オスプレイ配備計画と生活環境への影響はということでございますが、現在駐屯地整備が着工されています。

3月議会において、本町を含めた周辺市町にも説明会を求めるべきではないかと質問いたしました。そのとき、町長は今後も県や九州防衛局等の動向を注視するなど情報収集に努め、町民の皆さんが安心・安全に暮らしていけるよう努めてまいりたいと言われました。その後、情報収集や町民の声を聞かれたのか伺います。

駐屯地整備着工前には、柳川市において状況説明が行われました。また、佐賀空港の夜間貨物飛行についても、市町村合併前ではありましたが地元で説明会が開かれました。

この先、2025年6月末までに整備、完成してオスプレイは17機配置し、目達原駐屯地にあるヘリ50機も配置されます。飛行機と違いスピードも遅く、高低差もあり、長時間騒音に悩まされると思います。だから、運用開始前には本町において説明会を開催し町民の不安を解消する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○山口裕一総合戦略課長

昨今の報道でもございましたように、2025年6月の完成を目指しまして、佐賀駐屯地——これは仮称ではございますけれども——工事が本年6月より開始されました。

佐賀駐屯地は、オスプレイ17機及び目達原駐屯地から移管する各種ヘリコプター約50機が配備され、それに併せて配備される隊員は約700から800人の予定となっております。配備されたオスプレイ及び各種ヘリコプターにつきましては、平日の8時から17時の時間帯で年間290日程度空港を利用するとのことでございます。

なお、通常の有視界時の離着陸は佐賀空港を中心に8キロ指標に設定されます場周路の南側から行われまして、悪天候などの視界不良時には計器飛行によりまして柳川上空及び白石町上空が着陸経路となっているところでございます。

配備、訓練の計画につきましては、町のほうでもより詳しい情報収集が必要と判断しておりまして、九州防衛局のほうに詳細の説明をいただくように要請しておりました。先週9月7日に庁舎のほうに九州防衛局より説明に来られましたので、未確定部分は多いのですが、その内容について御報告させていただきます。

佐賀駐屯地は、2025年7月に運用が開始される予定で、現在木更津駐屯地に暫定配備されておりますオスプレイ14機及び追加配備される3機を合わせ17機の配備が予定されております。

工事の進捗次第ではございますけれども、木更津駐屯地の暫定配備期間が2025年7月に期限を迎えることから、オスプレイの受入れを最優先とし、順次部分運行を開始する場合も想定され、しばらくはオスプレイのみの運用となるという可能性もあるとのことでございます。

また、白石町上空を飛行経路といたします計器飛行時の西側ルートの飛行頻度がどの程度になるのかは現在明確になっておりませんが、計器飛行そのものが悪天候などの視界不良時を想定されていること、また西側ルート及び東側ルートのどちらに着陸するか、これにつきましては風向き等の自然状況等を踏まえまして空港側が判断するとされておりますけれども、比較的低頻度になるのではないかと予想されております。

また、他市町、これは柳川などの住民説明会の状況などにつきましても九州防衛局

のほうに尋ねましたけれども、先ほども申し上げたように訓練計画そのものが未定であるため、詳細に説明できる状況ではなく御質問にお答えできないと、そういった部分が多かったとのことでございました。

現在のところ、本町におきましてオスプレイ配備計画関連の住民説明会は予定しておりませんが、今後具体的な訓練計画等を情報収集いたしまして、白石町への騒音等の懸念がされるようでありましたら、防衛省や県などに要請いたしまして説明会を行うことが必要と考えておるところでございます。

○西山清則議員

飛行ルートは基本的には今は決まっていないと思っておりますけれども、緊急性があったときにどこを通るか分かりません。基本的には有明海を通ってずっと島原方面に向かうルートだとは思っておりますけれども、緊急性の場合はどこを通過していくか分からないんです。ただ、白石町を通る可能性は多分格段に多くなるんじゃないかなと思っておりますし、そういったときに1機じゃなくて何機でも連なったときに騒音はすごい音になると思っております。

また、時々墜落したことも新聞にも取り沙汰されていますけれども、墜落することを願うわけではございませんけれども、やはり危険性を伴いますので町民には事前に説明をすべきだと思っております。

防衛省に要請をするということでもありますけれども、そのことを常に頭の中に置いていただいて、早急に試験飛行をする前に町民に説明を願いたいと思っておりますけど、その辺はできるかを伺いたいと思います。

○田島健一町長

先ほど課長の説明でもございましたけれども、九州防衛局からの説明の中では、オスプレイの配備計画やこれまでの経緯が説明されたところでございまして、現在のところ具体的な訓練計画は示されておられません。

今後、具体的な訓練計画等が防衛省のほうから示される中で、飛行頻度、また環境への影響度合いなどがより明らかになってくるものと思われまますので、引き続き県や九州防衛局等の動向を注視するなど情報収集に努めてまいりたいというふうに思っております。

その上で、住民生活に影響を及ぼすようなことが危惧されるのであれば、防衛省に要請をし、住民説明会を行うことが必要になってくるんじゃないかというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○西山清則議員

試験飛行などはまだもう少し先になると思っておりますけれども、住民が安心できるようにしていただきたいと願っております。

ただ、町長は地元の方からの声は聞いたことがあるか伺いたいと思います。

○田島健一町長

オスプレイも試験飛行といいますか1回は訓練に来ておるんですけども、まだ具体的に実際の飛行がどうなるかというのが皆さん分かっていらっしゃらないし、私たちも分かっておりませんので、具体的に音はどがんとやろかってなんてんというようなお話は聞きますけども、やっぱり説明会はしてほしいなというようなことは私の耳にも伝わっております。

以上です。

○西山清則議員

我々も熊本のほうに1度行ったわけですけども、住民の方も行っておられますけども、そのときは距離が結構ありましたので、それも1機だけでしたので音はそんなに響かなかつたんですけども、近くに来て1機、2機、3機となったときにその音がどれだけ鳴るのかまだはつきり分かっておりませんが、でもそういう音を聞いたら住民は心配するのかなと思っております。

そして、事故が一番心配されるわけでございますので、事故があつてはどうしても住民としては不安があつて、ここの上を通過してくるんなと多分言われる可能性があると思います。だから、その辺は十分に検討いただきながら防衛省にもお願いしたいと思つています。ちょっと早いんですけど、私の一般質問をこれで終わりたいと思つています。

○片渕栄二郎議長

これで西山議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

10時10分 休憩

10時30分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。中村秀子議員。

○中村秀子議員

それでは、通告に従って今回は放課後児童クラブの健全運営についてということで質問をさせていただきます。

実は、私も学校を退職して1年目のときに、ある町外の市町の放課後児童クラブにどうしても来てくれんねということで行った経験があります。数箇月の経験でしたが、それは苛酷でした。何しろ小さな低学年の子どもたちが主でしたから、言葉が通じないというのは難しいんですけども、言ってる意味を理解してくれない子どもがいたり、何しろ一番大変だったのがすぐ外で鬼ごっこをしたがる。もう捕まえようと思つてもなかなか捕まりません。ごつとい鬼をしよかんばらんやつたことを思い出します。ジャングルジムや鉄棒とかバドミントンとか何か本当にへとへとになって帰つた経験があります。ああ、もう嫌だなと思つて家で折り紙の練習をして、ユーチューブで折り紙の難しいとを覚えて、今日は折り紙しようよつて言つて折り紙をしたり、

本当にこの事前学習といういろいろな技を身につけながら放課後児童クラブというのは、ああ、こんな大変なんだなという経験があります。

そして、夕方になって、そこは18時で退所だったんです。遅くなると1人、2人帰って行って、最後に残った子は寂しそうなんです。早くお母さん迎えに来てくれるといいなって言いながら一緒に待った経験があります。ああ、子どもたちは一刻も早く親御さんの元へ、迎えが来て家に帰りたいんだなという感想を持ったことを覚えております。世の中が働き方改革が進んで、定時に子どもたちが親御さんのお迎えを経て家に帰って家族の団らんができるような社会構造になればいいなと思いながら当時過ごしておりました。

また、NPO法人放課後児童クラブ連合会というところで、理事長さんとかほかのいろいろな方と勉強会をする中で、白石町もこういう問題点がありますよという大きな指摘を受けまして、私は非常にそこら辺認識不足で、もう一回町内のいろいろな、全部ではありませんが放課後児童クラブをお訪ねして状況を探ったところで、先生方、放課後児童クラブに携わる皆さんの大変さや行政の方の大変さを、どちらにも伺いましたので大変さも伺いましたけども、本当に子どもたちが健全に過ごすためにはどうしたらいいかということの討議の一助となればいいなと思って今回質問をさせていただいております。

放課後児童クラブが1997年に放課後児童健全事業として法制化され実施された当時は、保育の延長で子どもを預かるということだけでした。しかし、2015年、子ども・子育て支援新制度の施行によりその内容も変化してきました。

これをきちんと示すために運営指針というのが示されました。そこは、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により健全な育成を図るとされております。このように、より教育的な要素が加えられました。

運営指針をどのように認識され、その果たすべき役割を現在の運営にどのように反映されていますでしょうか。旧態依然とした発足当時のままではないのかという疑問に立ってこの質問をしておりますので、答弁をお願いいたします。

○木須英喜保健福祉課長

放課後児童クラブにおきましては、放課後児童健全育成事業を行う場というふうにされております。その放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者に授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用しまして適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業ということになります。

また、地域のニーズ調査等に基づく利用の見込みや提供体制の確保等について、白石町子ども・子育て支援事業計画のほうに盛り込みまして、これを実施いたしております。

議員おっしゃいました平成27年度に策定されました放課後児童クラブ運営指針でございますが、放課後児童クラブにおける支援の充実を図るため、運営に関するより具体的な内容を定めております。

放課後児童クラブの運営の質の平準化や対象児童の高学年への拡大、それから職員の質の確保、障がいのある子どもの受入れ体制の充実、安全対策の充実等々近年の放課後児童クラブの動向を踏まえた運営に関する内容となっております。運営指針において規定される支援の内容等における基本的な事項を踏まえまして、放課後児童クラブの実態に応じてクラブの質の向上と機能の充実に努めております。

白石町においても、核家族化や共働き世帯の増加といった社会の変化によりまして放課後児童クラブの利用者が年々増加傾向でございます。放課後に子どもが安心して過ごせる生活の場としての環境を整え、安全面に配慮しながら支援員と共に子どもの発達に応じた遊びや生活の支援、集団生活のマナーやルールの習得に向けての支援などを行いまして、保護者や学校など関係機関との連携を図りながら子どもの健全育成や子育て世帯の支援を行っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○中村秀子議員

安心いたしました。以前とは違って子どもたちの健全育成や子育て世帯の支援ということにシフトされていったということ伺いまして、安心して質問ができます。

現在、放課後児童クラブの実態はどのようになっていますか。児童の数、支援員の勤務状態、夏休み等を含めて資料請求してございましたので、そのことを踏まえながら説明をしてください。

○木須英喜保健福祉課長

まず、資料請求がっておりますので、それに基づき説明いたします。

資料のほうを御覧ください。

町内には8つの放課後児童クラブがございますが、9月1日現在の各クラブごとの在籍児童数でございます。最小の有明南小27人から最多の白石小61人までは御覧のとおりでございます。8クラブの合計で344人の児童ということになります。一番右側の欄が各クラブの施設面積です。1人当たり1.65平方メートルを確保することということで町のほうにも基準として上がっておりますが、全てクリアをいたしております。

次に、支援員の体制ですが、令和5年4月1日現在の支援員数は、フリーの10人の方を含めまして合計で44人というふうになっております。4月1日現在でしたので、それ以降は夏休み休業中の臨時採用等もありまして若干増減がございます。

支援員の状況についても資料請求がありましたので、これに基づき説明をいたします。

資料を御覧ください。

支援員の性別については男性4人、女性40人となっております。年齢構成については61歳から70歳が最も多く、22人となっております。51歳以上の方で全体のほぼ8割を占めているということになります。研修の受講者数は12名、資格取得者は27名で全体6割を占めている状況です。

放課後健全育成事業の基準においては、支援の単位、子どもの集団の規模になりますが、こちらが主に40人以下ということになっております。それにつきまして支援員

を2名以上配置、うち有資格者である放課後児童支援員を1人以上配置するということとされております。

町では、8小学校ごとに放課後児童クラブを設置しておりますので、現状8クラブ中4クラブにおいて2支援単位体制で運用を行っております。児童10人から15人に対し支援員1名を配置しているような状況になっております。参考といたしまして、2支援単位のクラブにつきましては、福富、白石、六角、北明となっております。以上です。

○中村秀子議員

ありがとうございました。この数字を見る限り、61歳から上が56%、50歳以上で8割方、もう高齢者というかシニアの職場となっております。子どもたちから見れば自分の祖父母よりも年上の方から見守られている状況になります。ただでさえじいちゃんばあちゃんの言うことをあまり聞かんような傾向がありますが、それよりも知らない高齢者の方に見守りされているという状況が非常に厳しい状況であるんじゃないかなと思います。先ほど冒頭で述べたように、鬼ごっこきついとですよ。走ってそうつかんばらんというのは非常に大変な環境であろうかと思えます。

夏休みに私ずっと回ったところだったんですけども、後でも申しあげることになると思いますが、酷暑でした。めちゃくちゃ暑い中に、1教室の中に40人近くの子どもがいて、それも朝の8時から夕方5時まで8時間びっしり、ああ、この中で生活をするのかと思うともう目がくらくなりそうでした。先生方も同じような思いじゃないだろうかなというふうに感じたところでした。

放課後児童クラブが、支援員さんが高齢者で賄われているということがさきのように示されましたけれども、子育てについては方法が昔とは大きく変化しております。私も教員をしていた時代は大きな声で叱ったり、駄目よと言って叱ったりすることが大きな柱でした。その価値観を変えるためにはいろんなところに研修に行って、まず意識改革が必要だと思います。

私が訪問したある放課後児童クラブでは、その日に今日からお願いしますと言って72歳の男性の方が来られました。今日からですかと伺い、ハローワークでここを紹介してもらいましたと言って来られたんですけども、今までどちらにお勤めですかと聞きましたら、自衛隊におりましたと。自衛隊を退職されてからどこに行かれたんですか、くろかみ学園におりました、ああ、そうですね、そしたら子どもたちとはよく話をされていましたねと言うと、いえ車の運転手をして送迎をしてましたということで、こういうことは初めてですというような言葉でした。初めて来られた方が今日からよろしくお願いしますと言って即戦力、即子どもたちに対峙して遊びの相手をするって、ああ、厳しいなと思いました。

本当に全然知らない、面識もない子どもたちのところに行って、来た途端に子どもたちを見守り、指導しなさいというその人にとっても苛酷な状況でありますけれども、行政もそういう人をすぐ戦力として現場に送らなければいけないという窮状は非常に厳しいものがあるなということを感じたわけですけども、それにしても何かオリエンテーションなり研修なり、こういうことはしてはいけないとかそういうことが必要

なんじゃないんだろうかということ強く感じたんですけども、その研修について現在どうなっているか、今後はどのようにしたいと思っているのか、答弁をお願いいたします。

○木須英喜保健福祉課長

研修についてどうなってるかという御質問でございます。

放課後児童クラブの支援員は、放課後児童支援員の認定資格を有する方とそれ以外の補助者ということで構成をされております。

認定資格を取得するための研修カリキュラムは6分野16科目それから24時間、受講資格は2年以上従事し、かつ総勤務時間が2,000時間程度あることなどが条件というふうになっております。

町でも条件をクリアされている支援員には認定資格の取得に向け研修を受講いただいております。支援員の研修については、放課後児童クラブ運営指針の中にも、職場内での教育訓練や研修のみならず職場を離れての研修の機会を確保し、その参加を保障する必要があるというふうに明記されております。

このため、町の支援員全体会においてもテーマを変えながら研修を実施したり、県が主催する新任研修会、中堅研修会、主任研修会、男性支援員研修会、シニア支援員研修会、放課後子どもプラン研修会、認定参加研修などへの参加をお願いをしているところでございます。県が主催する研修会については、参加費を町が負担するなどして受講者に対する支援を行っております。

支援員の方々には、放課後児童クラブにおける育成支援の充実を図るために、日々の業務の中での経験から学びを深めるとともに、子どもの発達についての理解や遊び及び生活の支援に必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めていただいております。

資料にありますように、今年度の職場外の研修については12人の支援員が受講されております。放課後児童支援員認定資格については27人が取得をされております。

お尋ねにありました新任の放課後児童クラブの支援員は4月1日から各クラブへ配属されることとなりますが、先輩指導員の下、最初は児童の見守りから始まり、5月に県主催の新任研修会など各種研修を受講しながらキャリアを積むということになります。

先ほど御指摘がありました、やはり配属になってすぐ支援のほうに入るとするのはかなりハードルが高いものがあるかと思えます。今後、年度初めに新任指導員が確保できた場合には、各クラブへ配属する前に町でオリエンテーション等におきまして基本的な事項について研修する場を設けるなど、事前研修については検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○中村秀子議員

先ほど頂いた資料の中に研修受講なしというのが72.32%、4分の3は何も研修を受けずに現場に入っているという状況だと思います。資格取得、主任の先生とかが資

格を持っていらっしゃるって、27の方が資格を持っていらっしゃるということですけども、多くの方が無資格で、無資格というか放課後児童クラブの支援員さんにそんな大きな資格は要らないんですけども、やっぱり資格がなくてもこういうふうにしなればいけませんよ、こういうふうにご指導してくださいというような指針というか研修は絶対必要だと思いますね。学校の場合には1年かけて初任者研修を行いますし、役場でも新人研修はいろんな資材、時間やいろんな機会を投じて新任研修をされると思います。

子どもたちは学校にいる時間と同じくらい放課後児童クラブにおります。それなのに、全くそういう見識がないというのは大きな言い方かもしれませんが、そういう技術や知識がないままに投入されるというのは、子どもたちにとっても支援員さんにとっても非常に不幸な状態だと思います。もし、何かそこで、昨今いろんな塾で問題行動が発生しておりますけれども、無防備な子どもたちにとってそういう事故があった場合、どういうふうな説明をできるのかと思うんですけども、その点いかがでしょうか。

○木須英喜保健福祉課長

まず、資料の中におきまして、研修受講がなしという方が32名ということでございますが、あくまでこれは4年度分の受講者ということで御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、後段、何かクラブ内で事故等が起きた場合はどのように考えているのかということでございますが、各クラブにおいて支援員の方々が数名いらっしゃいます。そういった連絡体制を取りながら、あと事故が起きた際には保健福祉課に第一報を入れていただくというふうなことでお話しておりますし、なかなか言われるとおり人数がどうしても支援クラブの中で足りないという事情がございます。一人でも多く支援員の数が欲しいという各クラブの要望もございますので、採用面接等をして、十分な事前の配慮が足りなかったという部分は我々も、ああ、いけないとこだなというふうに考えております。今後はそういったことがないように事前に研修等は行っていきたいというふうに考えております。

○中村秀子議員

どんなに環境を整えても、子どもたちにとって最大の環境は人なんです。どんなに設備の整わない環境であっても、素晴らしい先生に出会えば素晴らしい学びが得られます。そういうふうなことを考えても、支援員さんにもっと魅力ある職場としてこの放課後児童クラブが多くの人に行きたいと言われるような職場にすることが、まず職員にとっていい職場であることが子どもたちにとって最大のよい学びの場であるというふうに思いますので、ぜひ人材の確保という面で大きな配慮をする必要があるだろうというふうに思っております。

次に、放課後児童クラブの環境整備について伺います。

特に夏休みは1室に40人近くの生徒がいて密集状態でした。夏休みの間だけ教室の一室を開放してくださっている学校もありましたが、その部屋にはカーテンもありま

せんでした。

また、あるところは放課後児童クラブの部屋のところと部屋の廊下に仕切りがあつて、普通教室のほうからは来ることができるけど、放課後児童クラブのほうから普通教室棟に行けない仕組みになっておりました。だから、教室にあるトイレは使えない状況で、雨の日などは傘を差して外のトイレに行くんですよと支援員さんがおっしゃってました。その壁を造る必要があるのかなって私は非常にこう思って、ほかの学校は壁はありませんでした。そこの学校だけが放課後児童クラブのところに壁がわざわざ造ってあったんです。特に、夏休みは一日中その教室にいるというのは本当に大変のように思います。十分な配慮がなされているのでしょうか。特に、私が行ったときに教室に入れない、放課後児童クラブの中に入れない子どもが廊下とこっち側の外側の階段のところにもいて、冷房が全然効かない状況で子どもたちは汗だくで遊んでたんですけれども、そこら辺どのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○木須英喜保健福祉課長

町内における放課後児童クラブは、小学校の空き教室を利用したり、学校に隣接する専用施設等を使いまして運営を行っております。老朽化が進んでいる施設等もありますが、点検を行い、修繕等をしながら運営をしております。近年では冷房設備を修繕した施設もありまして、暑さ対策を行いながら安全なクラブ運営を実施しているところがございます。新型コロナウイルス感染症の対策としましても、5類移行前は児童や職員の体温チェック管理それからマスクの着用等と徹底を行いまして、健康管理を図りながら運営に努めていった次第でございます。

事故やけがが発生した場合には、先ほども申しましたが速やかな措置を行うとともに、保護者に連絡し、状況に応じて病院の受診を依頼しております。原因等につきましては具体的、丁寧に説明をいたしまして、通院等が必要な場合には加入するスポーツ安全保険等への申請もお願いをしております。

質問の中で御指摘がありました件についてですが、放課後児童クラブを開設するに当たっては、小学校の空き教室を利用させていただいております。児童クラブが教職員等の勤務時間外における使用時間もあるため機械警備の分離ということから、学校施設の管理上の理由で児童クラブによっては学校側との間に仕切りを設置してあるところもございます。また、トイレについても校舎内の出入りが基本的にできないということがございますので、児童クラブが利用できる屋外トイレを設置されたという経緯だったというふうに聞いております。

以上です。

○中村秀子議員

子どもたちの退所時間は18時です。学校の先生たちは勤務時間の16時45分には退勤されるのでしょうか。

○木須英喜保健福祉課長

私のほうは学校の教員の方が帰られる時間というのを詳細には把握しておりません。

ただ、機械警備の必要からということで、これについては伺っております。

仕事見直し改革ですかね、学校の先生たちも早く帰るようということでも国のほうでも指導なされておるようでございますので、そういうように私のほうは考えております。

○中村秀子議員

ほかの学校ではそういうことはありませんでした。その学校だけがそういった壁があります。その学校の先生だけがそがん早う帰らすとででしょうか。子どもたちは自分の生徒ですよ、児童・生徒ですよ。18時までいるんだったら大概18時くらいまでおんさつとやなかろうかねって、勤務時間終了と同時に帰ってもらわんばいけませんけれども、中には残業で残っている先生も、教頭先生なんかはいらっしゃるんじゃないかなと推測をいたします。それは定時退勤を毎日していただきたいと思うんですけども。やっぱり自分の学校の生徒であるならば、雨の日に傘を差して、小さな1年生の子どもがですよ、つるんつるん滑りそうなんです、鉄の階段が。傘を差して外のトイレを使うとを見ると何かかわいそうでたまらないんですよ。その雨の日だけでも校舎のトイレを使わせたらどがんでしょうかというのが私の率直な感想でした。

どうなんでしょうかね、そこら辺。やっぱり機械警備のせいで、じゃあ機械警備をやめたらいいんで、そこだけ。ほかの学校が、白石町全部機械警備が入ってると思うんですけど、その学校だけを機械警備絶対せんばらんということなんでしょうか。そこら辺もうちょっと検討の余地があるんじゃないかなというふうに思います。

時間もあって、もっと聞きたいことがあるんですけども、先ほど事故や感染症にまで聞いてなかったんですけど答弁していただきましたので割愛しますが、利用料金が本町2,000円になっております。県内でもかなり安価であると思います。私の調査では、佐賀市は5,000円、唐津市4,000円、鳥栖市4,400円、多久市3,500円、割と高い設定になっております。2,000円で運営しているのが本町と大町町とみやき町です。ある程度、先ほど支援員さんの福利厚生とかそこら辺のためにも、県内でも一番安い料金設定の根拠を教えてください。

○木須英喜保健福祉課長

おっしゃられましたとおり、白石町については2,000円ということで運営をさせていただいております。

放課後児童クラブの運営経費につきましては国の放課後児童健全育成事業費補助金を活用しております。財源の内訳は、総事業費から利用者負担額を差し引いた後の分を国3分の1、県3分の1、町3分の1の割合で負担しております。現在、国の運営基準額の範囲内で運営していることから月額2,000円という利用しやすい料金をクラブ開設当初より保っております。

運営費の大部分は支援員への賃金ということになっておりまして、今後支援員の処遇改善や支援員の増員かつ民間委託等も考えられますので、運営費が国の運営基準額を超えてきた場合には利用料金の値上げ等も検討することになってくるかというふうに考えております。

以上です。

○中村秀子議員

そこら辺、支援員さんのいい職場になるために必要であれば改定もお願いしたいところだと思います。

次、放課後児童クラブの受入れが4月1日からで小学校の入学よりも早いです。児童の情報が何もないままに受け入れなければならず、配慮の必要な子どもも多くなった現在、そのことで大きなトラブルとなった指導員さんの負担が大きかったと聞きました。

幼・保・小の連携は以前からなされています——幼稚園、保育園、小学校の連携ですね——が、この中に放課後児童クラブも参加していただくことが必要だと思いますが、どうでしょうか。

○木須英喜保健福祉課長

議員言われるとおり、新1年生が入学するに当たって、保育園からのスムーズな受渡しやその後の様子などの意見交換を行うために、小学校、保育園、主任児童委員、教育委員会等を構成とした幼・保・小連絡会が開催をされております。

放課後児童クラブにおきましては、新1年生については小学校の入学式より早くクラブでの受入れを行うことから、児童の情報を得るにはこの幼・保・小連絡会への参加は有益であるというふうに考えております。

今後、関係機関と協議をさせていただきまして、連絡会への参加について進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○中村秀子議員

ぜひ支援員の皆さんも幼・保・小の連絡会に呼んでもらいたかというような意見を聞いてまいっておりますので、そこら辺は何も一銭もかからん簡単なことだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、子どもたちの情報は保健福祉課もありましようけれども、学校教育課、教育委員会にはたくさんの情報があると思ひます。よりよい子どもたちの健全育成を目指すのであれば、学校との連携は不可欠であると思ひます。学校と放課後児童クラブの双方向の連携の必要性をどう認識し、そのためにどのようになされているのでしょうか。

私が県内のいろんな放課後児童クラブに伺って話を聞いたところ、西部のほうの児童クラブでは、ある先生が子どもたちがけんかになったときに、支援員さんが2人しかいませんので収拾がつかないときに子どもさんが職員室に先生来てくださいと言って来たそうです。そこは何したねって言ってすぐ行って先生が来られると子どもたちはしんってなってすぐお利口さんなっちゃって、やっぱり学校教育と連携してもらおうと助かるというような話を聞きました。

やっぱり放課後児童クラブというのは学校ではないところ、それから家庭でもない

ところ。本当に子どもたちは自由なんですけれども、自由の度が超す場合もあるようです。收拾がつかない場合もあるとおっしゃってました。そのようなときに放課後児童クラブの職員さんの負担を減らすとか魅力ある職場にするためには、ほんの数メートル先に職員室があって先生がいらっしゃいます。そこら辺の協力を得ることは学校にとっては自分たちのテリトリーから離れてるとおっしゃりたいところでしょうけれども、何とか協力していくし、放課後児童クラブでこの子がこういう状況でしたよということの情報も受け取る必要があるんじゃないかと思えますけれども、その辺をどのようにお考えでしょうか。

○木須英喜保健福祉課長

子どもが放課後児童クラブに参加する予定だったのに来ていない、また体調が優れないなど変化や問題が生じた際には、学校とすぐに連絡ができる関係に努めております。

緊急時の対応に関する連絡や協力についても、学校、学校教育課、保健福祉課が連携をしているというふうに考えております。

学校側には放課後児童クラブの開設場所として学校の空き教室の利用とか、遊びの場として校庭や体育館の利用もお願いしてございまして、子どもが日々の生活を円滑に過ごすことができるように安全面も含めて学校と情報交換や情報共有をいたしまして、協力体制を築くことが非常に重要だというふうに考えております。

○中村秀子議員

それでは、具体的に学校との連携というのは、私が伺ったところでは、自分が支援員をしているから学校の情報が来るものの、もし自分が学校でSAをしていなかったら学校の情報は何も来ませんよという話を伺いました。個人的な情報じゃなくってフォーマルな情報のやり取りというのは必要じゃないかと思うんですけど、そういうところをどのように構築していこうと思われていますか、学校との連携をやるという場合には。

○出雲 誠学校教育課長

児童クラブとの連携というところで、学校教育課のほうから少し答えさせていただきます。

放課後児童クラブに通う児童が心身ともに健やかに育成されることを保障する必要があると思っております。本町においては、先ほども議員からありましたとおり、7校でスクールアシスタントと放課後児童クラブ支援員の兼務をしていただいているところで、児童の特性を把握した支援ができていないかと思っているところです。

また、気になる子どもについては、学校の先生が放課後児童クラブの様子を伺うなどしておられると聞いております。必要があればケース会議も開くなど連携を図っているところです。

○中村秀子議員

それでは、ぜひ学校の協力が今後も放課後児童クラブのほうに寄せられるように、積極的に先生方も、ある校長先生にもお話を伺ったんですけれども、ある校長先生は僕は社会体育もよく見て試合があったら応援に行きますよと、そこは壁のない学校ですけれども、放課後児童クラブもうちの学校の子どもやけんがよく見て何しよんねというふうに見回りに来ますよとおっしゃいました。どこの学校でも、そのようにちょっと気になった教頭先生あたりが最後に戸締まりを点検するあたりに放課後児童クラブどがんしよやろかねって見て回るくらいの配慮があつていいかなというふうに思います。ぜひそのようなことを各学校に伝えていただければと思っておりますので、そこら辺は放課後児童クラブの皆さんのお願いでもございます。

次に、指針の第4章に職員体制について書かれて、子どもとの安定的な継続的な関わり合いが重要であつて、長期的な安定的な雇用が認められることや勤務時間については子どもの受入れ時間や受入れ準備や打合せ、育成支援の記録簿作成、開所時間前後の必要となる時間を設定することとされております。

本町では開所の10分前からであります、これでは何の準備もできません。窓を開けるくらいです。勤務時間の設定について、これは放課後児童クラブ連絡協議会で白石町はこうですよって最初に指摘された事柄ですので、どういうふうを考えていらっしゃるのか、答弁をお願いいたします。

○木須英喜保健福祉課長

放課後児童クラブの開所時間につきましては、平日は放課後から延長で最長午後7時までというふうになってます。

支援員の勤務時間は児童の下校時間の10分前から最終のお迎えまでを基本としておりますが、子どもの受入れ準備、打合せ、清掃、片づけにかかる時間につきましては、各クラブの実情に合わせて開所時間の前後に必要な準備時間を設けていただいているというふうに思っております。

近年のコロナウイルスの予防対策としまして、開所前後の消毒作業の際にも同様の対応を行ってきております。

町内の各クラブにおいて、主任さんを中心に支援員同士で勤務シフトを組んでいただき従事していただいているものというふうに確認しております。

以上です。

○中村秀子議員

ちょっと意味が分からないんですけれども、主任を中心に支援員同士で勤務シフトを組んで従事をしているってどういう意味なんですか。

○木須英喜保健福祉課長

先ほど学校教育課のほうの答弁でもありましたが、スクールアシスタントを兼ねていらっしゃる支援員の方もいらっしゃいます。基本的には8時間労働ということになりますので、スクールアシスタントを兼ねている支援員の方につきましては放課後児

童クラブの開設時間に既に退所されるということもございますので、そこをフリーの先生や臨時の先生のほうに対応をお願いするというふうに考えております。

そういうようなことで、シフトを組まなくてはいけない必要がございますので、そこについては主任のほうにお任せをしているというふうな状況です。

○中村秀子議員

分かりました、いろいろと先生方の勤務の状況を。

それでは、基本的には開所前10分ではなくて、30分から1時間程度の準備時間を持っていいですよというようなことで運営をなされているということでよいでしょうか。

○木須英喜保健福祉課長

私がこの内容について詳しくは分からないんですけども、その準備作業に30分、1時間、いろんな各クラブで実情があると思います。今日はこういった活動をするからその準備がちょっと早う来てくださいますよとか、そのところは臨機応変に対応をしていただければ私どもも助かるというふうに思います。

それから、一応あくまでも10分前というのは基準ということで考えていただきたいと思います。子どもも受入れ時間に一斉に来るというわけではございませんので、ばらばらばら入ってくる状況にあると思います。そういった中で1人が受け入れる準備をする、1人は清掃をするというふうに、そのあたりは随時考えがあるかと思えます。

以上です。

○中村秀子議員

運営に関わる業務といたしまして、次のように書かれております。業務の実施に関する日誌の作成、運営に関する会議や打合せ、申合せ、引継ぎ、おやつ発注、購入、遊びの環境と施設の安全点検、衛生管理、清掃や整理整頓、保護者との連絡調整、学校との連絡調整、地域の関係機関、団体との連絡調整、会計事務等、結構多くの打合せ作業、事務作業があるということを理解していかないと、そこら辺の時間の確保ということを念頭に置いて勤務時間として考えていただかないと魅力ある職場にはなっていないんじゃないかなというふうに思います。

じゃあ次に、入所の手続で障がいのある児童への対応はどのようになされていますか。現在、インクルーシブ教育の考え方で対応すると受け入れることとなりますが、それには職員の労働環境や環境整備を行わなければなりません、その点について現在どのようになされていますか。障がいのある子どもの対応についての支援員の研修はなされているのでしょうか。

○木須英喜保健福祉課長

障がいのある子どもの受入れに当たっては、障がいの状態により受入れ体制や環境整備の確保が可能であるかということを見極めまして、保育園、こども園や乳幼児健

診履歴等からの情報収集を行います。子どもの健康状態、発達の状況、家庭の状況、保護者の意向等を確認しながら受入れの判断をしていくことというふうになります。

また、いろんな配慮が必要なケースもありまして、アレルギーを持つ児童がいる場合は、保護者から児童の荷物のどこに薬を入れているのか情報を共有したり、エピペンというのは医師の治療を受けるまでの間、アナフィラキシー症状の進行を一時的に緩和しショックを防ぐための補助治療剤ということでございます。こういった場合もありますので、この使い方を教えてもらったりしています。自閉症の傾向がある子どもの場合には、必要なパーソナルスペースを設けたりして受入れを行っております。毎月実施している主任会議の中でも事案検討を行い、情報共有を図っているところでございます。

また、障がいのあるお子さんの対応についての支援員の研修につきましては、放課後児童支援員認定資格研修のメニューにも含まれております。また、別途、県の発達障がい支援の研修についても支援員に受講案内を差し上げているところです。

子どもたちの個々の状況に合わせた育成支援の内容、環境の工夫や職員の配置等を調整しながら、障がいのある子どもや配慮が必要な子どもたちの受入れを行っている状況でございます。

以上です。

○中村秀子議員

本町では、結構、割と配慮を要する子どもたちがたくさんおります。また、支援学級等に通っている子どもさんたちもたくさんいますけれども、今までそういう子どもたちのためには放課後デイサービスだとかといういろんな制度もあるんですけども、放課後児童クラブに入所を希望されて、デイサービスのほうがいいんじゃないかなろうかということで、そちらのほうに行かれたというケースはあるでしょうか。

○木須英喜保健福祉課長

私が聞いてるところでは、放課後デイサービスのほうが町内に2箇所あったということで、1箇所がもう閉鎖されているというふうな状況で聞いております。実際、受入れの際には、ちょっとこの子はどうか、周りのほうと協調性が取れるのかというふうな児童につきましては保護者の方と相談をいたしまして、放課後デイサービスのほうをあっせんしたりということで打合せ等を行っているというふうに伺っております。

以上です。

○中村秀子議員

実績は。

○木須英喜保健福祉課長

申し訳ございませんが、私のほう、手持ちの資料で実績が分かっておりませんので、後をもって答弁させていただいてよろしいでしょうか。

○中村秀子議員

なかなか保護者の方が放課後児童クラブに入級させてくださいという場合には断りづらいところもございます。インクルーシブ教育というふうなことが浸透してくると、みんなで一緒に学ぶことを受け入れましょうというようなことになっておりますけれども、現場は大変のようです。私も見てきましたけれども、本当にかみつかれたりとか、暴力を振るわれたりだとか、それから教室に入れなかつたりだとか、急にパニックになったりだとか、何の資格もない、何の研修も受けてない支援員の先生たちがそれを対応するわけですね。非常に厳しい状況にあるなというふうに感じたところです。

私の家の近所に放課後デイサービスがあったんですけれども、入所者が少なくて廃園になりました。そこら辺の利用を、利用者のほうをもっと活発にというか、どんどんこちらのほうがこの子にとってはいいですよというようなことが広まれば、その施設も閉鎖しなくても済んだんじゃないかなと思うところです。答弁が来たようですが、どうですか。

○木須英喜保健福祉課長

すみません、お気遣いありがとうございます。今のところ実績がないということでございます。

以上です。

○中村秀子議員

そういう発達障がいのある子どもさんでも手の要る子どもさんでも受け入れてしまったら、あの人はよかったと、何で自分はいかんかというようなことになってしまって全部を受け入れざるを得ない状況になると思います。そういうふうに物と人的な環境を整えば、非常に理想的ではあるうとは思いますが、部屋も幾つも用意されていて、その子がパニックを起こしたときにいる場所とかというのを確保できればいいかと思うんですけれども、今の環境の中では指導員の先生たちにとっては非常に厳しい環境にあるなというふうに思っておりますので、学校だって支援学級とかということで対応をしているのに放課後児童クラブだけがみんな一緒というのが、本当にこの現状は厳しいものがあるなというふうに考えております。

次に、本町はデジタルDXを推進し、業務を効率化しようとしていると聞いています。しかし、放課後児童クラブにはタブレットPCの端末が配備されておらず、通常の記録もいまだに手書きでなされております。数年前までは専用の電話もなかったと聞きました。タブレットPCの端末が使えれば、もっと効率的な業務ができたり、各クラブ間の情報交換や学校との情報交換もできたりするのではないかと思います。その点について、お考えを伺います。

○木須英喜保健福祉課長

放課後児童クラブで管理する帳簿等は、日誌と児童票、支援員のタイムカードとい

うこととなります。現在、各クラブにスマホのほうを配置いたしまして各種情報のメール配信、出欠確認等の連絡のため利用いただいているというふうな状況です。各クラブにパソコンやタブレット端末等が配備できれば、支援員の勤務時間や子どもたちの入退所の時間の管理などが効率的にできると思われれます。今後、小学校の統合、再編に伴うクラブの新設、こういったこともありますので、デジタル化の導入についてもこういった面については積極的に協議していきたいというふうに思います。

○中村秀子議員

前向きに検討ということですが、小学校の統廃合に伴うときって、あと何年後ですか。白石の地区に至っては令和12年っておっしゃってますよね。有明地区でさえ8年。今、困っているんですよ。そんな難しいことなのではないでしょうか。財政課長、どうでしょうか。そんな難しいですか。

○坂本博樹企画財政課長

先ほど保健福祉課長が答弁いたしましたけども、先ほど議員のほうがおっしゃるように、統合再編までは令和8年度か令和12年という、まだ期間がありますので、必要性に応じては県か、あるいは関係部署と十分協議して前向きに取り組んでいきたいというふうに思います。

以上です。

○中村秀子議員

必要なのは明白なんです。ほかのところは子どもたちでさえ1人1台PCが配付されているのに、放課後児童クラブという組織の中になくて、いまだにマル・カケ、名前も手で書きよらす。今日の出来事についても手書きでした、いまだに。まだいまだに手書きですかと言ったところでしたけれども、何で放課後児童クラブだけあと2年後、5年後、そういうふうにしなないといけないようなことなんでしょうか。できることからさくさくとやるというのは大事なことじゃないかと思うんですね。ぜひ来年度の予算要求の中でも反映していただければと思うんですが、予算要求はされていないんでしょうか、課長さん。

○木須英喜保健福祉課長

来年度の予算要求ですが、6年度の予算ということですよ。今年度の秋口に、11月に予算要望をしなくてはなりませんので、保健福祉課としては、ぜひそちらのほうは予算措置をさせていただきたいというふうに思います。

○中村秀子議員

安心いたしました。これで少し指導員さんの環境もよくなるんじゃないかなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

現在、支援員さんがなかなか確保できずに行政のほうでも大変苦勞をされている、行政の方も、職員さんも時によっては放課後児童クラブに行き支援をされたりとい

うことを伺っております。現在確保できない人員について、各クラブの主任さんが知り合いの方に声をかけたり、行政のほうでもハローワークに求人を出したりしておりますが、支援員の不足を補うためにはどうしたらいいのか大きな課題だと思いますけれども、その方策についてどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○木須英喜保健福祉課長

現在、クラブにつきましては小学校ごとに8クラブあります。地域にかかわらず、利用者のほうも年々増加傾向にあります。支援員につきましては、利用児童数に対し基準以上の配置はできておりますが、通常勤務が午後7時までの時間帯、小学校の代休日及び長期休業時などは長時間開所の中でのシフト勤務と不定期な勤務条件となるため支援員の確保には非常に苦労している状況で、また指摘がありましたとおり支援員の高齢化も進んでいるような状況です。随時ハローワークなどで募集をかけております。応募があり次第、採用、面接等を実施し、年度途中からの採用も行っているような状況です。支援員が健康で意欲を持って仕事に取り組みますように新人支援員の育成や認定資格取得の援助、また勤続年数や資格取得に応じた賃金体系を設けまして賃金の処遇改善にも努めているところでございます。今後、小学校の再編によるクラブの対応策や管理運営の民間委託等も検討を進めまして、支援員の適正な確保に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○中村秀子議員

なかなかハードルが高い問題ですが、鳥栖の辺はほとんど公設民営だとか民営の児童クラブがあるんですけれども、非常に特徴があったり、若い人もおったりして、老人クラブだとかいろんなところと連携をしながら畑の作業をしていますよとかという本当に特徴のある放課後児童クラブの運営がなされておりますので、そこら辺を視察されながらよりよいものにしていきたいなと思っております。

次に、令和8年度に有明の地区の小学校が開校しますが、その時点で放課後児童クラブをどのように設置し、運営しようとしておりますでしょうか。老人福祉センターや有明公民館は取り壊すというような方針だと思います。そこを使えたら、あの狭っ苦しいところに夏休みの何日間おらんでも、昼の大会議場とか2階の広場とか調理室だとかいろんな部屋が使えて伸び伸びと夏休みの間とかは使えるんじゃないかなと思ったところでしたけれども、そこら辺の考え方をお聞かせください。

○木須英喜保健福祉課長

放課後児童クラブの開設に当たっては、学校との連携は不可欠であります。対象児童は低学年が中心でありまして各学年の下校時間がそれぞれ違う時間内でのクラブの受入れということから、安心・安全かつスムーズな受渡しが必ず必要でありまして、離れた場所での開設は移動手段や時間を考えても困難であるというふうに思います。

現在の有明中学校を改修するに当たりまして、空き教室の有無や学校敷地内の活用等を学校教育課のほうと検討をさせていただきました。その中で、学校敷地内の施設

を改修もしくは新設する方向で今現在検討を進めております。有明地域の小学校については総じて通学距離が延びますため、さらなる対象児童数の増加も見込まれるところでございます。

今後も、保護者のニーズや子どもの遊びや生活を支援できる体制づくりのほうへ努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○中村秀子議員

なかなか残念なことですけども。いいですか。

○坂本博樹企画財政課長

老人福祉センターと有明公民館の活用についての考えということでございますので、私のほうから答弁させていただきたいと思っております。

本町の公共施設等の再編計画の中で、老人福祉センター、有明公民館につきましては令和6年度末をめどに他の施設への機能の集約化とすることといたしております。施設を閉館するというところでしております。閉館の理由につきましては、施設の老朽化でございます。今後の維持管理経費など財政的な面また安全的な面なども含めまして検討して閉館することとしたところでございます。この件につきましては、先ほど議員おっしゃりましたけども議会答弁の中とか、あと施設の利用団体等へも説明をさせていただき、施設には閉館のチラシ等も行っているところでございます。そういうことでございまして、先ほど保健福祉課長が答弁いたしましたけれども、今後学校施設内、敷地内での施設の改修あるいは新設の方向、そういったところでの検討になるかと思っております。

以上です。

○中村秀子議員

なかなか壊してしまうのはもったいないなと思うような町民さんの意見もありまして、そういうふうなことですぐに壊さんばいかん施設やろうかって、老朽化といっても十分使えるのになというところなんです。じゃあ、今後も質問していきたいと思っております。

最後に、6月議会で内野議員の質問に同じことがありました。そのときの答弁では、教育委員会が所管するのか、所管の問題ですけども、内野議員にはスムーズな連携でどこの課がしていくということは問題ないとされましたけど本当にそうでしょうか。

ある校長先生に伺ったときに、自分は時々放課後児童クラブの様子を見に行っています。社会体育と同じで自分の学校の子どもたちですからとおっしゃいました。しかし、校長先生によっては対応は変わっているようです。今まで使っていたトイレが放課後児童クラブの時間になった途端に使えない、問題が起これば学校ではなく保健福祉課へ連絡する、学校で起きたことの情報が来ないなど、本当にこれで切れ目のない行政と言えるのでしょうか。ただでさえ支援員の方々の孤軍奮闘頼りといったところなんです。白石町の教育の一つにコミュニティ・スクールをうたうのであれば、協力を得るばかりでなく放課後児童クラブへの協力をすべきであろうと考えます。放課後児童

クラブの設立当時の保育の延長から平成27年の指針が出されたとき、考え方は変化しております。よりよい環境整備や健全育成をするためには、教育委員会が所轄したほうがよりベターであると思っております。もう答弁の時間がないので、これで私の意見を述べたところで一般質問を終了いたします。

○片渕栄二郎議長

これで中村議員の一般質問を終わります。
暫時休憩します。

11時30分 休憩

13時15分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。
次の通告者の発言を許します。内野さよ子議員。

○内野さよ子議員

午後からの質問になりますけど、最後までよろしくお願いいたします。

質問の1点目に、流域治水対策についてということで質問をしています。

ずっとこれまで令和元年と令和3年の洪水において、その後のプロジェクトチームによってこれまで来ましたが、まず1点目に、新・六角川水系流域治水対策プロジェクト——これは行動計画ですけれども——における白石町の取り組みについてということでお尋ねをいたします。

六角川水系は白石平野を流れる低平地の河川であり、令和元年8月と令和3年8月という3年間に2度も甚大な浸水被害が発生をし、白石町内でも六角川沿川をはじめ全域において床上浸水などが発生しています。町民の安心・安全の確保が困難な状況に置かれたのであります。

国、県、関係市町では、令和元年、先ほども言いましたように8月の出水後、六角川水系緊急治水対策プロジェクトの立ち上げが行われました。しかしその後、令和3年にも出水をしましたので、佐賀県において内水対策プロジェクトIFを新たに発足させ、流域の抜本的な治水対策が取り組まれました。新・六角川水系流域治水プロジェクトの流域治水の計画でありますけれども、六角川水系協議会において令和4年、昨年6月に取りまとめられています。議員については、この大まかな説明はしていただきましたけれども、その後、状況の変化あるいは完成したもの等々ありますので、今回改めて質問をしているところです。

1点目に、流域治水対策行動計画の主な骨子ということで質問をしていますので、どのようになっているのか、お願いします。

○中村政文総務課長

流域治水対策行動計画の主な骨子ということでございます。

令和3年8月の大雨の被害を受けまして、令和4年3月に佐賀県、国土交通省、農林水産省、林野庁、気象庁、森林整備センター、多久市、武雄市、小城市、大町町、

江北町、白石町の各機関で構成をします六角川水系流域治水協議会におきまして新・六角川水系流域治水プロジェクトが策定をされました。そして、令和4年6月に、それぞれの対策と行程を分かりやすく表したものが行動計画として示されております。

行動計画は、プロジェクトの目的でございます。1つ目に氾濫をできるだけ防ぐ、減らすための対策、2つ目に被害対象を減少させるための対策、3つ目に被害の軽減、早期復旧、復興のための対策と、3つの柱で水災害に強いまちづくりを目指すこととされておりまして、国、県における基盤整備としましては排水機場の増強、排水ポンプ車の整備など、浸水被害を軽減する取り組みや遊水地等の整備、河道掘削などの河川の水位を低下させる取り組みなどが策定をされております。

また、本町におきましても浸水被害を軽減するための施設整備、氾濫抑制の取り組みなど、河川、水路への直接的な対策から住まい方の工夫に関する取り組み、また防災情報や防災知識の普及に関する取り組みなど住民意識に向けた対策などを策定しておりまして、本町はもちろんのこと関係機関それぞれが地域の実情に応じた幅広い取り組みの策定をされております。

以上です。

○内野さよ子議員

行動計画の骨子が、氾濫を防ぐ、軽減、それから対策等々になっているかと思えます。

そこでですけれども、白石町における主な行動計画はどうなっているのかということでお尋ねをします。

○笠原政浩建設課長

内野議員のほうから資料請求があっております。こちらの資料は、最新版の白石町流域治水対策メニュー、それから白石町流域対策計画図となっております。

まず、白石町流域治水対策計画は、令和元年、令和3年の災害をモデルケースとし、治水対策を検討する上で六角川への負担を減らし、余力のあるところに分散して排水できるよう町内全域で検討し、床上浸水が解消できるような計画を策定いたしましたところでございます。

主な行動計画として、まず人命等を守るとして防災対策のための水位計、監視カメラ等の設置、住宅かさ上げ補助制度の活用などを掲げております。

また、内水をためるとして水路、ため池の事前排水の徹底、幹線水路等の浚渫などを掲げております。

次に、内水を流すとして排水調整への管理体制、連携強化、ポンプ設置など3つの柱としてそれぞれの行動計画を策定し、令和4年度より事業に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○内野さよ子議員

新しい新メニューということで、きちっと守る、ためる、流すという取り組みの中

でいろいろな取り組みがされています。これは図表を見れば分かりますけれども、そういったことについてもあらゆるところで関連しながらやっていけば効果は期待できるのかなというふうに思っています。

そういったところで短期的な行動計画が取り組まれているわけですが、現在の進捗状況、先ほども言いましたように完了であったり継続中であったり、その効果等はどのようなものかということでお尋ねをします。

○笠原政浩建設課長

まず、対策メニューのうち短期的な対策事業の進捗状況の御質問でございますが、先ほどの資料、白石町流域治水対策メニューを御覧ください。建設課で担当しております事業等について、まず御説明申し上げます。

メニュー番号3番、住宅かさ上げ補助制度の活用について、実績としては令和4年度相談件数が5件、うち実際補助をしたのが1件。それから、令和5年度は相談件数が3件となっております。

次に、メニュー番号10番、排水調整の管理体制、連携強化については、毎年出水期前の5月中旬に白石、福富、有明、各地区で地元区長、各ゲート操作員を対象に用排水調整会議を開催いたしております。

次に、メニュー番号14番、15番の排水機場の河道水位の変更、福富川下流部の河川認定につきましては、どちらとも佐賀県の管理施設であるため現在佐賀県と協議継続中でございます。

次に、メニュー番号16番、17番、西田排水樋管ポンプ設置、馬田排水樋管ポンプ設置につきましては、今年の6月に設置が完了し、現在運用中でございます。

次に、メニュー番号18番、牛間田、大谷、古渡、満江のポンプの設置につきましては、令和5年度、大谷、古渡地区に設置を予定をしております、令和6年度には牛間田地区、令和7年度には満江地区に設置予定でございます。

今後も、国、県等の関係機関と連携をより一層強化し、治水対策への取り組みを推進してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○吉村大樹農村整備課長

それでは、続きまして農村整備課で担当しております事業等について御説明を申し上げます。

まず、メニュー番号5、幹線水路等の浚渫の項目でございますが、これにつきましては泥土の堆積が著しい水路の浚渫を実施しております。令和4年度は、緊急浚渫推進事業債を活用しまして、大字遠江地区、横手地区の2路線、総延長1,176メートルの浚渫を行ったところでございます。また、国庫事業を活用しまして、農地耕作条件改善事業によりまして大字深浦地区の地沈水路の1路線、延長797メートルの水路整備を行っております。あわせて、県営事業としてクリーク防災機能保全対策事業に取り組んでいただきまして、大字八平地区の地沈水路3路線、延長1,167メートルの浚渫、またのり面整備が完了しているところでございます。

次に、メニュー番号の13でございます。操作軽減のためのゲート等の省力化、電動化補助という項目についてですが、令和4年度より3箇年計画でゲート操作の省力化、施設の安全対策のための補助事業、白石町農業水利施設等整備事業を実施いたしております。令和4年度は、13の組織の申請によりまして19箇所のゲートの電動化に取り組んでいただいたところでございます。浚渫事業をはじめ、ゲート整備など水路の整備につきましては、貯水ポケットの確保による事前排水の効果促進、また治水対策として重要な役割を担っております。

今後も、町内路線を精査しながら効果的な施工を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○中村政文総務課長

続きまして、総務課で担当をしております事業について御説明を申し上げます。

資料、白石町流域治水対策メニューの2番でございます。防災対策のための水位計、監視カメラの設置につきまして、今年度、防災監視カメラシステム整備事業として取り組んでおります。この事業では、町内の冠水常襲地域に監視カメラ10台を設置をし、そのリアルタイムな情報をホームページに公表するという事で、住民の安全な避難行動や危険な場所からの回避につなげることを目的としております。

現在の進捗といたしましては、業者の選定が完了しておりまして、カメラの設置場所の検討とシステム構築の段階となっております。来年の3月からの本格的な運用の開始を予定をしておるところでございます。

以上です。

○内野さよ子議員

昨日も浚渫の事業については説明もちょっとありましたのですが、これはずっと永久にしていだきたい事業だなと思うくらい、白石町のためるところで大いに期待をしているところです。電動化については、また後で質問しますのでいいです。

それから、建設課長のほうから、排水会議というのがずっと前から行われているわけですが、今現在も行われています。一応、私は四、五年前と比べたら操作員、あるいは区長さん方の意識というか、そういうようなものが随分変わってきているのかなというふうに思っていますが、その点いかがですか。

○笠原政浩建設課長

用排水調整会議の中での操作員さん、区長さんはじめ、元年、3年の水害を受けてますます町として考えている用水と排水の調整の仕方等々については皆さん非常に御理解いただいているというふうに感じておりますし、特に事前排水につきましては平成25年以降取り組んでおりますが、ここ二、三年、元年の水害以降、非常に協力的で、我々は昨年からはかまち高からは50センチぐらい下げてくださいというふうなお願いをしておりますけど、現在、場所によっては底の泥が見えるぐらい事前排水をいただいているような状況のところもございますので、非常に浸透しているんじゃないかな

うかなというふうに考えております。

以上です。

○内野さよ子議員

随分、国や県あるいは市町村、町村が一緒になってやっている事業ということでかなりの効果を期待をしているところです。水害がないことを願うわけですが、佐賀県内の内水プロジェクト I F 会議等についてもかなり実務者会議のようなものをされているようで、私が昨年ホームページで、インターネットで見たときにも20回既に会議をされていましたので、今現在はもう30回もかなりの回数の会議が行われていると思います。その中で知事の言葉も載っていたりしますが、会議の中で一番大事なのは、我々がメニュー等をいかに準用、運用するか、そしてそれぞれ何をすべきかを考えてやるのがとても大事だ、そして災害を最小に防ぐことであるというようなことを会議の中に時々言われているようです。そういうようなことでメニューができました、しかし運用がなかなかいかないということになると厳しいのかなと思いますので本当に大変な作業であったと思いますけれども、これがうまくスムーズにいけばかなりいいのではないかなというふうに思っているところです。

そういったところで対策をかなりされていますが、2点目に移りたいと思います。排水対策のためのクリーク、またため池の事前排水については、この適正化についてということで質問をいたします。

今回、町では排水プロジェクト I F の中で流域治水の要としてさらなるクリークを活用した雨水貯留容量の確保、去年の議員の一般質問にもありましたけれども、580万トンプラス100万トン増ということで町を挙げてクリークの事前排水の強化に取り組まれています。また、I F の会議の中で副町長の言葉も載っていました。内水対策統括監ということで一般質問の回答にもありましたけれども、役場が放送をするときには水路等の底が見えるくらいをお願いをしたいというような言葉が言われています。事前排水の徹底を図ることにより、被害の防止、軽減の期待、また防災意識の向上などが図られるというふうに期待しているところです。

そこで1点目ですが、事前排水の適正化に向けて基幹的な樋門については電波水位計の設置であったり、ゲート水門の、ここは自動化と書いていますが、電動化あるいは省力化の推進が必要であると思っています。答弁、よかったですらお願いします。

○吉村大樹農村整備課長

まず、事前排水のための電波式水位計の設置についての御質問でございますが、幹線的な水路や河川に水位計を設置することで現地に出向くことなくパソコンやスマートフォンでリアルタイムな水位を確認できるということは、災害時の初動対応やゲート操作員さんが事前排水等の樋門操作を行う上で非常に効果的というふうに考えております。現在、県土整備部、農林水産部の各部局で河川、地沈水路等へ水位計が令和5年までに町内21箇所を設置がされております。内訳としては、県土木部で河川等に6箇所が設置されておまして、これは佐賀県河川情報システム——俗に言うすい坊くんという仕様でございますが——で公表をされております。また、今年度、農林部

で町内の幹線地沈水路に15箇所が設置されまして、これにつきましては今、運用に向けて準備が進められているという状況でございます。

次に、ゲート、水門の電動化の推進についての御質問でございますが、ゲート操作員におかれましては高齢化が年々進行していく中でゲート操作の省力化、安全対策等については喫緊の課題として早期に対応していく必要があると感じております。本町でのゲート電動化の状況でございますが、町内には大小合わせまして約900箇所のゲートがございますが、これはこのプロジェクト前から設置をされておるところも含めてになります。平成29年度から令和5年8月末の時点でございます。その900箇所の約13%に当たる116箇所の主要ゲートに設置が完了している状況でございます。ここ数年、地域の事前排水への取り組みが飛躍的に向上したのは、事前排水に対する地域の皆様の御理解の高まりはもちろんです、このようなゲート電動化の整備実績も事前排水が向上した要因の一つではないかというふうに分析をしているところです。

今後、さらに事前排水を推進していくためには、ゲート操作における省力化、また操作に係る安全性の確保を含めたところで地域の実情に即したきめ細やかな対応を行っていく必要があると考えております。

以上です。

○内野さよ子議員

先ほども言われたように高齢化等々も進んでおりますので、この電動化につきましてはかなり取り付けていただきたいなという部分だと思っております。大小に限らず、今回は基幹的な樋門ということでしておりますけれども、900箇所の中で13%ということはかなり数字は低いと思います。先ほどのメニューの中を見ますと、このことについては13番のゲートの省力化ということで載っています。これを見ますと、令和6年で一応切られている状況になっていきますので、13%については、町のほうで随分管理をされていると思いますけれどもまだまだつけなければならないところはかなりあるのではないかなと思います。小さなところは別としましても、それでも台風等が来る前はかなりひどいと思いますので、この点については、この令和6年ということから見た状況の後についてもお答えをお願いします。その後。

○吉村大樹農村整備課長

今現在、先ほど説明したメニューの中では令和4年から令和6年度ということで計画をしておるところでございますが、全体のゲート数、また現状の水位の状況を見ながら、その部分については年度にこだわらず柔軟に対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○内野さよ子議員

この設置については、かなりの高額なお金が必要かと思っておりますけれども、農地・水の自然環境を守る会等々でも一部負担というか、あるいは国庫事業ですからかなり負担はしなくてもできるような事業とか、そういうようなことについては説明等々につ

いてはされているのか、御自分たちでもつけたいという意思があるところはつけられていると思いますけれども、そういうようなところについてはいかがでしょうか、状況は。

○吉村大樹農村整備課長

このゲートの電動化につきましては、農地・水組合はもちろんのこと、まず地元の駐在員さんたちにこの事業の説明を行っております。そして、その駐在員さんを通じた中で地元にごろしていただいて、今現在、町のほうに電動化の申請が上がるといふことでございますので、今後につきましてもこの事業の部分のお知らせについては行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○内野さよ子議員

かなり19施設が設置されたということですので、浸透はしているのかなと思いますので、今後も続けてしていただくように、こういうことがあるので省力化になりますよということ、よろしくお願いをしたいというふうに思っています。

それから、ため池についての次に移りますけれども、ため池についてはかんがい用水として利用されています。公害被害対策としての事前排水の活用については、どのような状況かということをお願っています。

今年の5月でありましたけれども、武雄市の焼米のため池を活用した流域治水対策として事前放流の施設が完成をしました。治水は武雄市、それから受益は白石町として異なるケースであるというふうに関係市町で検討をされた結果、洪水被害の軽減対策として1日、2日で20万トンの水を落とすということが新聞にも掲載をされておりました。山口知事は、開始式の挨拶で、治水には流域でお互いに思いやることが大事であると言われておりました。町内のため池についてはかなりありますけれども、その辺についてどのような状況になっているのか、四、五年前まではかなりかんがい用水としての考え方が強かったのでありますが、排水という考え方から今現状どうなのか、お願いします。

○吉村大樹農村整備課長

ため池についての御質問でございます。

ため池は、かんがいという本来の機能のほかに多面的機能の一つとして降った雨を貯留し、下流への大雨被害等を軽減する洪水調整機能も有しているというふうにお願っています。このような観点から、近年はかんがい期におけるため池の水位調整について、ため池管理者と協議を図りまして農業用水として優先的に使用した後、代かき、田植後のため池の水位を、日常の管理水を貯水率70%を基本に水位を落として管理に努めていただいているところでございます。また、大雨が予想される場合は連絡を取り合いながら水路の事前排水に合わせる形で水位調査をしていただいております。

今後においても、ため池管理者との連絡、調整を密に図り、頻発する大雨災害に備

える対策として継続的に協議をしながら、防災・減災の強化ができるよう努めていかなければならないというふうに考えているところです。

以上です。

○内野さよ子議員

No.4ですけれども、水路、ため池の事前排水の徹底ということが書いてあります。この徹底という言葉は、先ほど言われた70%まで徹底するという意味で捉えていいんですかね。

○吉村大樹農村整備課長

ため池は、かんがいということでの本来機能ということがございます。実は、そのため池の受益範囲の中に、嘉瀬川ダムの受益に入っていない箇所もございます。そういったことで、その70%を仮にもっと下げるとか、そういうところの部分につきましては耕作条件等を勘案しながら対応していかなければならないというように考えております。そういった中で、ため池管理者との協議の中で現在70%で日常管理をしていただいて、そして大雨時には事前排水に合わせて排水をしていただくという形での対応を行っておるといった状況でございます。

以上です。

○内野さよ子議員

かんがい用水という考え方からいけば、四、五年前からは考えにくいところでありましたけれども、かなりの話合いの結果、ここまで来ているので、よかったというふうに思っています。

そこで、3点目に移りますけれども、町内の排水機場のポンプの維持管理についてということで質問をいたしています。この排水ポンプ場については、県で管理をされている土木系、今日頂いた資料は、私は8箇所と書いていますが9施設あるようでした。農林系が13施設で管理をされています。両施設の高低差は1メートル始動水位に差がある。これは私が以前に聞いたときに1メートルぐらい差があるのではないかといいことを入れていますが、本当はどうか分かりません。そこは格好として考えていただいて、近年、時間の雨量100ミリ近いようなときもあり出水が早い。多分、令和3年のときには107ミリではなかったかと思っています。このように出水が早いようになっています。現状とその対応をどう考えているのかということで質問をしていますので、お願いします。

○笠原政浩建設課長

まず、土木系の排水機場と農林系の排水機場では始動水位が異なるのではないかとというような御質問かと思っております。

御存じのとおり、土木系の排水機場につきましては国土交通省、農林系の排水機場につきましては農林水産省、それぞれの所管の排水機場の整備指針が示されております。具体的に水位等は示されておりませんが、その地域の地形など状況に応じ定めら

れるものと思われます。一般的には、国土交通省であれば道路や宅地の冠水を防ぐ前提で、農林水産省では農地の冠水を防ぐ前提で始動水位を設計段階で検討されますので、差が出てくるのではないかと思います。

町内の施設の中で、農林系と土木系が同じような場所に設置されていて比較できる箇所が2箇所ございます。まずは、八平地区の福富川排水機場、これは土木系でございますが、その南側に設置されている八平第1排水機場は、こちらは農林系でございます。始動水位を比較しますと、福富川排水機場ではマイナス0.75、八平第1排水機場ではマイナス1.5となっております、75センチの差があります。

次に、新拓地区でございます。只江川排水機場、こちらは土木系でございます。その北側に設置されている北部排水機場、こちらは農林系です。この始動水位を比較すると、只江川排水機場はマイナス1.0、北部排水機場ではマイナス1.15となっております、15センチの差があります。

このような状況は、以前から県のほうには改善の申入れをしているところでございます。また、昨年策定しました白石町流域治水対策メニュー、メニュー番号14番ですけど、この中にも排水機場の稼働水位の変更を掲げております。町では、この流域治水対策メニューの早期実現を目指し、各関係機関、国交省、農水省、佐賀県と白石町治水対策実務者会議を設け取り組んでおりますが、この会議の中でも現状を共有していただくとともに、施設改善に向け要請をしているところでございます。

いずれにいたしましても、排水機場の始動水位を下げる改修は既存施設の増強につながるものと思いますので、関係機関と協議し、早期実現をお願いしたいと思っております。

以上です。

○内野さよ子議員

ポンプの稼働、始動の時間が違うというのは10年以上も前から聞いていました。しかし、現実にはそんなことはないだろうと思っていましたけれども、実際、今回この番号で言うと14番、県の事業実施要望というところで書いてありましたので、このことだろうと思って今回質問をしていますけれども、農林系に至っては農地を対象にしてある。国土交通省の対象であれば、道路、宅地を対象にして、その稼働水位がちがうということでありました。でも、要望についてはかなり長くしてあるのかどうか、そこら辺はあれですが、これは基本的に大事なことじゃないかなというふうに思っています。でも、これが実現なかなかしていない。かなり前からしていると先ほどおっしゃいましたけれども、していないというのは町の単位でもできない、県の単位でもできない、国を変えるようなポンプの位置づけがあるのかなと思います。その辺についてはどうしてですかね。農林省のものと国土交通省のものがあるので、国を動かすことになるんでしょ。国を動かすような、そこを佐賀県だけで改善できるようなものではないでしょ。どうですか。

○田島健一町長

先ほど建設課長が答弁いたしましたように、国土交通省の基準、そして農水省の基

準がそれぞれあるわけですし、それは目的が一緒じゃなくて、先ほど言いましたように国土交通省は道路とか宅地を守らないかんと。農水省については、農地を守らないかんとという目的が違いますので、そこでちょっと違うわけですね。

今、流域治水ということにつきましては、町だけではなく国もいろんな機関の12省庁が一緒になって、この流域治水というのをやっておりますので、この中で農水省とか国交省というやつを外して、もうみんな一緒ですよというような協議をしていかなければならないということで、先ほど建設課長も答弁いたしましたように実務者会議というのをやっております、国交省、農水省さんたちも含めたところでやっておりますので、その中でしっかりと白石町からも要望というかお願いをして、そして国交省さん、農水省さんを動かしていくということをしていかなければならないだろうというふうに思っており、引き続き今後もやっていきたいというふうに思っております。

○内野さよ子議員

大変な作業になるかと思いますが、出水の稼働の水位が違うというのは問題かなというふうに思っていますので、改めて実務者会議の中で取り上げていただいて改善をしていただくようなふうになればいいなというふうに思っているところです。

そういうようなところで、この件については先ほど事例もおっしゃいましたが、私の身近には、須古校区には須古の排水機場というのがあります。そこはもう土木系なんですね。今、事例で言われた八平のところと、これも図表で見たら分かりますが、そのところと福富の排水機場のところと、それからまた有明の北部排水機場、只江川の排水機場、身近に2つが並んでいますよね。そういうようなところで課長が答弁されたんだと思いますけれども、このようなことも現実にあるのですので、よろしくお願いをしたいと、今後も続けていただきたいなというふうに思ったところです。

それから、2点目に移りますけれども須古川の排水機場、これは私が近くにあるので例を挙げて書いているところですが、ポンプ場など町内の施設というのは老朽化も進んでおり排水能力の低下等が心配をされます。これは素人考えで、そういうふうに思っています。排水機場のオーバーホールなどの修繕、点検補修や排水規模の増強、また新設等についての取り組みについてはどう考えているのか。

これも新設であったり、あるいは増設であったりという言葉がメニューの中にもありますけれども、例えば私は先ほども言いましたが須古地域のメインであります既設の排水機場であります。これは須古地域を守っている命綱になっていると思うんです。命のようなところです。今度、馬田と西田樋管という、馬田でいいますと地沈水路を中心に水が集まってきます。ここは全体的な須古地域から集まってくる水のところで、この排水機場は、実は平成5年に5トンが創設をされています。その後、2回の増設があります。これを合わせて2.6トンで現在毎秒7.6トンの排水規模となっているところです。計画では、流域の面積が5.2となっています。ところが、現状では杵島山の流域から、あるいは下叢具は今回また西田樋管ができましたけれども、流れ込みもかなりあるのではないかと以前から言われています。それよりももっとあるかも分かりませんが、増設の要望もあっているところです。

ここに関しても、実はこの資料によりますと平成5年に建設をされていますので、

約30年が経過をしています。規定の排水能力の低下等が顕著である、ポンプのオーバーホールなど大規模な分解であったり点検、整備が必要と思っています。これは操作員の方から、もうオーバーホールの点検してもらわんばちょっとねというような言葉をよく聞くところです。そういうようなことも含めまして、この点についてはどう考えているのかということでお尋ねをしています。

○笠原政浩建設課長

まず、私のほうから須古川排水機場を含む佐賀県が管理する土木系の排水機場の施設の修繕、点検等の状況等についてお話をしたいと思います。

まず、杵藤土木事務所のほうでは点検を年1回、原則として出水前に実施されています。点検の結果、緊急の修繕が必要な場合は速やかに修繕及び部品の交換を実施、計画的な部品の交換、修繕で対応可能な場合は優先順位をつけながら適宜対応されているところでございます。現時点で白石町内における排水機場の増強や新設計画はありませんが、排水施設の点検、修繕や大規模整備の計画につきましては、平成29年3月に策定されました長寿命化計画に基づき進められ、最近では福富川、廻里江川の左岸、それから只江川、緑郷川などの排水機場で機器の更新及びオーバーホールなどが実施されているところでございます。

今後も、佐賀県には長寿命化計画に基づき点検、整備、更新を実施し、排水施設の信頼性の確保と機能保全をお願いしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○吉村大樹農村整備課長

それでは、農村整備課からは農林系の排水機場における管理状況等について御説明をいたします。

現在、農林系の排水機場として町内13箇所の排水機場の管理を行っているところでございます。毎年の維持管理状況でございますが、まず全排水機場を対象に設備の運転機能の確認、運転を通じたシステム全体の故障の発見を目的に出水期前の5月末頃、専門業者による基本点検を実施しております。

次に、出水期後の11月頃には主ポンプをはじめポンプ、駆動設備、自家発電等の点検等を総合的に行う重要点検を実施しております。この重要点検につきましては、隔年で点検を実施しておりまして、2年をかけて全ての排水機場の点検を行うという形で実施しております。排水機場の管理につきましては、不都合や故障が発生する前に設備、機器類のオーバーホール、交換を行う予防保全が基本というふうになっております。そういったことから、各排水機場とも御説明申し上げたような定期点検を行っておりますが、建設から数十年が経過した機場がほとんどであるため、消耗品の交換など日頃のメンテナンスについては点検業者、水利業者との連携を図りながら適宜対応をしておるといった状況でございます。

今後の課題としましては、点検結果及び経過年数等を勘案して、ポンプのオーバーホール、発電設備、機器類の大規模な更新には多額の経費がかかるのではないかと考えられます。このため、一定の年数を経過した排水機場につきましては、施設ごとに機

能保全計画の作成を行った後、国庫事業であります基幹水利施設ストックマネジメント事業等を活用しながら計画性を持った施設管理を行っていききたいというふうに考えております。

また、現在取り組んでおります事前排水は、排水機場の稼働時間の軽減にもつながるということから、より一層推進していくことで施設の長寿命化が図られるのではないかとこのようにも思っております。排水機場の突発的な故障につきましては、地域の冠水被害にも直結するという重要な施設でございますので、そのことを再確認するとともに今後も排水機場の適正な管理を行いながら安定的に稼働できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○内野さよ子議員

これも資料請求をしていましたので、資料があちらにもありますけれども、先ほど言われたように建設課長は土木系と、それから農村整備課長は農林系のですけれども、農林系が多いわけですが、直接農林系のほうは委託をされているんですね。土木系のほうは県が直接やっているということでもありますので、土木系についてはもっとその辺のところをきちっとと思っています。言っているとは思いますが、実はこの表から、昭和から造られて建設されているものが6基と、平成元年から9年までに建設されているものが9基、それから平成10年以後に建設されているものが8基というふうで、昭和からのものが6基ありますね。計画的にそういうようなところを見ながらされているかと思いますが、オーバーホール等についてはまた考え方を、本当に長寿命化という言葉は何回もおっしゃいましたが、このポンプの稼働時間の軽減と言われたかね。軽減にもなりますので、ぜひともそういうところをまた、先ほど点検については2年に1回をサイクルでされるというようなことでしたので、ここについてはどうですか。オーバーホール等については、現実されているのですかね。

○吉村大樹農村整備課長

先ほど申しましたオーバーホール等につきましては、基幹水利ストックマネジメント事業を活用して実施をしております。

以上です。

○内野さよ子議員

ぜひポンプの長寿命化につながるようにしていただきたいなというふうに思っておりますので、総力を挙げてしていただきたいと思っております。

それでは、ポンプ等について質問を終わりたいと思っております。

2点目の質問に移りたいと思っておりますので、よろしくお願いをします。

文化財の保護ということで質問をしています。このことについては、去年も質問をしています。でも、私のライフワークということでいつも身近に、これから国史跡指定に向けて進むところもありますので、いつも文化財については目をみはっていると

ころです。実は、今回質問したことについては7月28日に文教厚生常任委員会での所管事務調査で視察をいたしました。そのこともありまして、改めて発見をしたこととか、改めてこうあってほしいなということの思いがありますので、その点についてよろしくお願いをしたいと思えます。

町内には、多くの文化財があります。北部九州を、併呑という言葉がここに書いてありますが、併呑された須古城、北部九州を併合したという意味だと思えますが、須古城、県内最大級の前方後円墳、道祖谷古墳などがあり、町民の皆さんに知っていただくためにも保護、管理については力を入れてほしいというふうに思っているところですので、その点について答弁をお願いします。

○矢川靖章生涯学習課長

現在、町内には国指定が1件、県指定が11件、町指定が15件、合計27件の指定文化財のほか多数の文化財が存在いたします。北部九州一帯を勢力下においた戦国大名の龍造寺隆信が居城とした須古城については、現在、国史跡指定を目指し調査事業を実施しているところです。

具体的な状況については、昨年、令和4年度より有識者による調査検討会議を設置いたしまして、中心部の地形測量図の作成等を国、県の補助を受け実施しております。今年度につきましては、地積測量図作成に加えまして、秋から冬にかけて中心部の部分的な発掘調査を実施する予定としております。

また、常時城跡を見学ができるように、町による年間を通じた見学路の除草の実施や須古歴史観光振興会による樹木の剪定など地元団体と協力、連携をいたしまして見学環境の維持管理を行っているところでございます。

昨年度、須古城について町が対応しました出前講座や説明会などは、町内外を含めまして11件、256名と、過去と比較し増加するなど関心の高まりを実感しているところでございます。今年度につきましても、町民の皆様へ出前講座や、秋以降に行う発掘調査の成果をお知らせする現場説明会の実施など、須古城跡の周知、PRに努めていきたいというふうに思っております。

歌垣公園内にあります道祖谷古墳につきましてですが、杵島山系、犬山岳から東に伸びる標高約190メートルの尾根上に立地する推定全長85メートルの前方後円墳で、築造時期は6世紀前半、同時期の県内の前方後円墳としては最大規模というふうになります。平成6年、7年にかけて発掘調査を実施しており、佐賀県全体の古墳時代における政治状況を考える上で貴重な古墳であることから、平成10年に県の史跡に指定されております。現地には説明看板を設置しており、この看板については昨年度、県の補助を受け改修を実施し、見学環境の維持を行っております。町民の皆様にも、このような貴重な古墳が町内に存在することについて生涯学習講座などを活用し、周知を図っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○内野さよ子議員

須古城は、今おっしゃったとおり大体自分でも納得いく、分かりました。ただ、道

祖谷古墳については私も場所はあって、道祖谷古墳の看板がありましたけど、今回きれいになっていました。そういうことでありましたが、実際道祖谷古墳に行ってみると、どこがどういうふうな大きさなのかなという情景が分かりません。85メートルですので、説明を聞いてよく分かりましたけれども、こういったこともなかなか地元においても分からない状況であるというようなことを実感したところでありました。

それから、龍神社も以前にも言っていました。もう3回、4回目、言っていますけれども、実際、本当に六府方という干拓の歴史を物語るようなゆかりの地ですので、全員が知っとかないといけない、白石は干拓の町であるということも知っておく必要があると思うんですが、なかなか歴史を知る機会がないなというふうに思っています。子どもさん、小学生には教えていただいているかも分かりませんが、かなりそういうようなことで歴史文化についてもうちちょっと町民を挙げて国史跡指定に須古城がなるときに、白石はもう文化の町であるというようになればいいなというふうに自分は思っているところです。

そういう意味も含めて2点目ですけれども、資料館等の設置に向けては、もうやはりそういう思いを込めて先に進むべきだと思いますので、準備をしていく必要があるんじゃないかなということで今回の質問をしています。これは、準備はされてないと思いますが、ここ、どうでしょうかね。ここについて、まず答弁をお願いします。

○矢川靖章生涯学習課長

令和4年9月議会で、内野議員のほうから質問をいただきました。そこでも、答弁でも申し上げましたけども、須古城の遺物や歴史的な資料含めて太古の出土物から近代の農耕用民具など幅広い時代の歴史資料、民俗資料を適切に保存、展示するということは必要だというふうに思っております。資料館の整備につきましては、今後の学校再編を含めました施設の統廃合、公共施設跡地の利活用等による機能や配置の適正化を含めて進めていく中で検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○内野さよ子議員

私は、すごい文化や歴史の残る古い町だと思っているんですが、なかなかそこが町民の皆さんに伝わっているのかどうかというところがとても疑問にいつも思っています。

以前にも、5年ぐらい前にも一般質問のときにこういうようなことを言ったことがあります。資料館がないということで、龍造寺隆信の話をしながら、実は鍋島家の話をしたことがありました。そのときに、実は親類同格展というのを佐賀市がやったときに、そのときの御案内の資料が、親類同格というのは多久市に武雄市に白石に諫早の4つなんですけれども、そのときに一番下のところにお尋ねについてはここへどうぞというときに、多久に諫早に武雄は資料館というのがありましたが、ここに白石については、実は教育委員会が紹介をしてありました。このことは多分5年ぐらい前にも一度言ったことがありますけれども、資料館についてはなかなかどうして造るかというのもいろいろありますけれども、最小で一番いいやり方をつくっていただくのが

いいですが、今言われた学校統合再編の後に計画をしていくというようなことでしたが、計画ではなくて検討でした。検討をとというのは、しないかも分からない、どうするかも分からないですが、私は、歴史が古いところであるからこそ資料館の設置をしていただきたい。この前も農機具とかいろいろな資料を置いてあるものを見て回りましたけれども、これはきちっとつないでしていくべきではないかなということを思ったところでした。どうでしょうかね。もう一度、すみません。検討という言葉には、8割、2割というような言葉が。その辺について、ぜひ検討をしていきたいという強い言葉が欲しいですね。

○矢川靖章生涯学習課長

先ほども申しあげましたけども、歴史的資料、民俗資料を保存、そして展示、皆様に見ていただくというのは非常に大切で必要なことだというふうに思っておりますので、資料館の整備についても前向きに検討をしていきたいというふうに思います。

○内野さよ子議員

前向きにという言葉で安心しましたが、ぜひとも町長、お願いします。頭の中にぜひ。町長、あと2分しかありませんが。

○田島健一町長

最後に、内野議員からは、この資料館、歴史物であるとか民俗資料を含めたこの資料館。今、福富の干拓館のところには、旧福富は歴史的なものはありませんでしたので、そういった民俗資料といいますか農業の変遷を物語るものがあるんですけども、白石町、大きく合併して杵島山系には歴史物がたくさん、今、須古城をはじめとして出てきますから、そういった歴史物と、あと干拓でできた町だということで、いろんな干拓に関連したものもたくさんございますので、先ほどからお話ありますように歴史的資料、民俗的資料等々をまとめたような資料館というのを町としても1つは欲しいなという感じでございますので、こちら辺については先ほど課長も答弁いたしましたように、前向きに検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○内野さよ子議員

終わります。ありがとうございました。

○片渕栄二郎議長

これで内野さよ子議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は終了しました。

明日も一般質問です。

本日はこれにて散会します。

14時15分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年9月12日

白石町議会議長 片 淵 栄二郎

署 名 議 員 前 田 弘次郎

署 名 議 員 溝 口 誠

事 務 局 長 中 原 賢 一